

iD 会員特約（専用型：個人用） 改定箇所

(2024 年 4 月改定)

改定前	改定後
<p>第 11 条(会員保障制度)</p> <p>3.次の場合は、当社がてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p><u>(7)前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害</u></p> <p><u>(8)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>(9)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</u></p> <p>第 14 条（再発行）</p> <p>当社は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員（専用型）が当社所定の<u>届けを提出し</u>当社が適当と認めた場合に限り、</p>	<p>第 11 条(会員保障制度)</p> <p>3.次の場合は、当社がてん補の責を負いません。なお、本項において会員の故意過失を明示的に記載しているものを除き、会員の故意過失は問わないものとします。</p> <p><u>(7)iD 会員（専用型）が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が iD 会員（専用型）の過失に起因する場合</u></p> <p><u>(8)前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の 61 日以前に生じた損害</u></p> <p><u>(9)戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害</u></p> <p><u>(10)その他本特約および会員規約の違反に起因する損害</u></p> <p>14 条（再発行）</p> <p>当社は、専用カードの紛失・盗難の場合には、iD 会員（専用型）が当社所定の<u>方法で届け出を行い、</u>当社が適当と認めた場合に限り、</p>